

熊本県公報

号外 第15号
平成18年3月23日(木)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

登 載 依 頼

- 熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域(公安委員会告示)の一部改正……………(警察本部地域課) 1

登 載 依 頼

熊本県公安委員会告示第8号

平成6年10月28日熊本県公安委員会告示第12号(熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域)の一部を次のように改正し、平成18年3月23日から施行する。

平成18年3月23日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

1の表熊本南警察署西大橋交番の項中「高橋町、上高橋町、池上町、谷尾崎町、城山上代町、城山下代町、城山半田町、城山大塘町」を「池上町、谷尾崎町、高橋町一丁目、高橋町二丁目、上高橋一丁目、上高橋二丁目、城山上代町、上代一丁目、上代二丁目、上代三丁目、上代四丁目、上代五丁目、上代六丁目、上代七丁目、上代八丁目、上代九丁目、上代十丁目、城山大塘一丁目、城山大塘二丁目、城山大塘三丁目、城山大塘四丁目、城山大塘五丁目、城山大塘六丁目、城山大塘七丁目、城山下代町、城山半田町」に改める。

